商品概要説明書

マイカーローン (一般型A)

(2025年4月1日現在)

商品名	マイカーローン(一般型A)
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。
	○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方。(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。ただし、新卒内定者で、入社月の6ヵ月前以降に借入申込みいただく場合を除く。
	○JAマイカーローン(信販保証等を含む。)の返済実績が2年以上あり、少
	なくとも過去1年以上延滞のない方、または2年以上返済実績があり、完
	済後2年以内の方については、前年度税込年収150万円以上である方。た
	だし、農業者以外で、前年度税込年収が150万円以上200万円未満の方は、
	前回申込時の前年度税込年収以上の年収がある方(以下リピーター型とい
	う)。
	○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご
	本人またはご家族の持ち家であること。)。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金(借入申込日から過去3か
	月以内にお支払済みの資金を含む。)が対象です。ただし、事業資金(営業
	用自動車等)は除きます。
	①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす(いずれも中古車を含む。)
	のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。
	②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。
	③運転免許の取得のためのご資金。
	④カー用品 (カーナビ等) のご購入資金。
	⑤車庫建設のためのご資金(建設費が100万円以内のものとします。)。
	⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。
	(ただし、リピーター型は対象外とします。)
借入金額	○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め6か月以上15年以内とします。なお、据置期間は新卒内
	定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末まで
	の範囲内とします(最大6か月)。
	○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現
	在お借入中の自動車資金の残存期間内、または 15 年から当初借り入れた

	自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。
	○次のいずれかよりご選択いただけます。
借入利率	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準
	金利(パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1
	日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプラ
	イムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌
	日より適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	お借入時の利率は、当JA所定の方法により見直しを行います。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合
	わせください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、
	毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増
	額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。
	特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単
	位です。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(山形県農業信用基金協会)の保証をご利用い
	ただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。
	①一括払い
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
	【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(例)】
	貸付金利 2.0%、保証料 0.50%の場合
	お借入期間 3年 5年 10年 15年
	保証料 7,764 12,886 25,980 39,482
	(円) 1, 101 12, 300 20, 102
	なお、保証料率は年 0.45%~0.50%です。
手数料	〇ご融資の際、当 J Aに対して 1,100 円の事務手数料(消費税等含む。) が必
	要です。
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合
	は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①全額繰上返済の場合…1,100円
	②一部繰上返済の場合…1,100円
	(JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は0円)

○苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A本支店または金融共済部(電話: 0238-46-3035)にお申し 出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

また、JAバンク相談所(電話: 03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。

○紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 山形県弁護士会、仙台弁護士会 (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)

東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249)

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

その他

- ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所 定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いか ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となります。また、当面の間、電子 契約サービス手数料はいただきません。
- ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお 問い合わせください。

I A山形おきたま

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。